

# 平成 30 年度 病院・医科診療所の定例立入検査の結果

(浜松市健康福祉部保健総務課)

## 1 根拠法令等

「医療法（第 25 条）」及び「医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱」

## 2 対象施設及び実施施設数

施設区分	実施周期	対象施設総数	実施施設数※2
病院	毎年	34	34
医科診療所	5年毎※1	652	141

※1 有床診療所及び透析を実施する診療所は3年毎

※2 使用前検査等の立入検査は除く

## 3 検査する項目

主 な 項 目		検査項目数	
		病 院※3	診療所※4
1	医師や薬剤師、看護師など医療従事者の定数に関する こと	6	—
2	施設や設備、運営体制などの管理及び医療法上の手続 きに関すること	59	36
3	診療等に関する記録の管理や保管のほか院内掲示に 関すること	8	6
4	検体検査や滅菌消毒、食事の提供などの業務委託に関 すること	10	9
5	消防計画や防火・消火用設備などの整備に関すること	5	1
6	エックス線装置を設置する診療室の構造や装置の適 切な運用などに関すること	30	5
	計	118	57

※3 国の要綱に定める項目

※4 病院に準じた計 52 項目及び透析診療内容（該当診療所のみ）

## 4 検査結果

### (1) 病 院

該当項目	主な指摘事項	施設数
1	医療従事者（薬剤師）の不足	1
2	構造設備など医療法許可事項の変更手続きの漏れ	2
5	スプリンクラー設備の不足（1カ所）	1
	全 体	4

(2) 医科診療所

該当項目	主な指摘事項	施設数※5
2	医療に係る安全管理体制のための指針などの改訂漏れ 従事者に対する研修の未実施など	39
3	管理者や医師、診療日時などの院内掲示の不備など	8
6	エックス線診察室の標識や「使用中」表示の不備など	12
	全 体※5	48

※複数の項目で指摘をした施設があるため、件数とは一致しない。